

# 平成30年度監査結果に基づく措置状況

平成30年度に実施した監査の結果に基づき、平成31年3月31日時点の措置状況について、地方自治法第199条第12項と亀山市監査委員条例第12条第2項の規定により公表します。



亀山市監査委員 渡部 満  
同 新 秀 隆  
同 国 分 純

前年度実施した「財政援助団体等監査」、「指定管理者監査」、「行政監査」の結果に対する措置状況について、市長から通知がありましたので、その概要をお知らせします。

## 財政援助団体等監査(意見)

### 【(公社)亀山市シルバー人材センター】

(所管課:健康福祉部 長寿健康課)

会員が減少していることから、会員の募集について、より多くの方が応募されるよう工夫されたい。

#### <措置状況>

会員募集の内容は、業務内容・就業時間・就業場所・配分金単価・募集人数を市広報に掲載し、説明会の実施回数を増やしていきます。

### 【健康福祉部 長寿健康課】

(対象団体:(公社)亀山市シルバー人材センター)

現在、(公社)亀山市シルバー人材センターの監事は、本市職員が就任しているが、外郭団体の業務執行の透明性を高めるため、監事就任について、検討されたい。

#### <措置状況>

次回以降は、推薦の依頼をされないようにしました。

### 【生活文化部 文化スポーツ課】

(対象団体:(公財)亀山市地域社会振興会)

現在、(公財)亀山市地域社会振興会の監事は、本市職員が就任しているが、外郭団体の業務執行の透明性を高めるため、監事就任について、検討されたい。

#### <措置状況>

すみやかに監事の改選をしていただくよう、文書で検討を依頼しました。

## 指定管理者監査(指摘事項)

### 【健康福祉部 子ども未来課】

(対象団体:川崎小学校区放課後児童クラブあおぞら運営委員会)

亀山市放課後児童クラブ条例施行規則第2条第2項で、「申込書を受理したときは、…その結果を放課後児童クラブ利用許可・不許可通知書により、申込者に通知するものとする」と規定されているが、通知していなかった。規則を順守するよう指導されたい。

#### <措置状況>

平成31年度募集分より、放課後児童クラブの利用に関しての許可・不許可を、通知書により申込者に対し通知することにしました。

## 指定管理者監査(意見)

### 【生活文化部 まちづくり協働課】

(対象団体:坂下、白川、東部地区まちづくり協議会)

①指定管理料は、年度初めの支払いが発生するまでに支払うよう努められたい。

#### <措置状況>

指定管理料は、事務処理期間を十分確認した上で、速やかに支払うように徹底します。

②鈴鹿馬子倶会館は、観光施設であり、職員の賃金や労働形態の取り扱いは、適正な対応をされたい。

#### <措置状況>

鈴鹿馬子倶会館の職員の賃金や労働形態の取り扱いは、指定管理者と協議を行っています。

### 【健康福祉部 子ども未来課】

(対象団体:川崎小学校区放課後児童クラブあおぞら運営委員会)

①指定管理料について、「えがお」と「げんき」に分けて支払いをしているにもかかわらず、基本協定書等に記載されていない。それぞれの指定管理料を基本協定書等に明記されたい。

#### <措置状況>

平成31年度からの基本協定書より、「えがお」と「げんき」の指定管理料をそれぞれ明記することにしました。

②指定管理料は、年度初めの支払いが発生するまでに支払うよう努められたい。

#### <措置状況>

指定管理料の支払いは、年度当初に速やかに書類を整え支払うことにしました。

## 行政監査(指摘事項)

### 【総合政策部 税務課、生活文化部 市民課】

地方税法第329条で「納期限後20日以内に督促状を発しなければならない」と規定されているが、納期限後20日を過ぎていたものが見受けられた。法令を順守し、適正に事務処理を行われたい。

#### <措置状況>

督促状の発送は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとする、地方税法第329条を順守し、適正な事務処理に努めます。

## 行政監査(意見)

### 【総合政策部 税務課】

国税において、納税コールセンターでの電話催告は、効果的・効率的な滞納整理の手法とされている。本市での活用を検討されたい。

#### <措置状況>

納税コールセンターでの電話催告は、他市の状況を踏まえ、本市への導入における費用対効果などの研究を行っています。

問合せ 監査委員事務局監査グループ (☎84-5051)